

丸亀市週休 2 日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図ることを目的として、週休 2 日（完全週休 2 日または月単位における週休 2 日）の現場閉所に取り組む工事（以下「週休 2 日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 市が発注する工事は、原則として週休 2 日工事とし、次のいずれかに区分するものとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休 2 日工事とすることが適切でないと認められる工事は除く。

(1) 発注者指定型

発注者が指定した工事

(2) 受注者希望型

受注者から週休 2 日工事に取り組むかどうかの意思表示を求める工事

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間（年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間を除く。）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

(休工の定義)

第4条 この要領において、休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第5条 発注者は、週休 2 日工事として発注する場合は、入札公告及び特記仕様書に週休 2 日工事（発注者指定型又は受注者希望型）である旨を記載するものとする。

(工事着手前の確認手続)

第6条 受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

(1) 発注者指定型

受注者は、週休 2 日を考慮した休工日が確認できる工程表を作成するとともに、その工程について監督職員と協議しなければならない。

(2) 受注者希望型

受注者は、週休 2 日工事への取組を希望する場合、週休 2 日工事を実施する旨を工事打合簿に記載して、週休 2 日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに監督職員に提出しなければならない。

2 監督職員は、前項第2号の工事打合簿及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、週休2日工事の実施の適否について受注者に工事打合簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第7条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事である旨を記載するものとする。

(休工日の確保)

第8条 週休2日工事のうち、完全週休2日（土日）の受注者は、原則として、対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。また、月単位の週休2日の受注者は、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日（土日）において、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。

3 受注者は完全週休2日（土日）において、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日または日曜日と振替を行うことができる。

(休工日に現場作業を行う場合の報告)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に監督職員に報告しなければならない。

(工事完成時の実施状況報告)

第10条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

(監督職員の休日確保の取組)

第11条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の算出等)

第12条 経費の算出は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定型

ア 土木工事積算基準の場合

当初設計で完全週休2日（土日）を達成した場合の補正を行い、休工日を確認し、完全週休2日（土日）を達成していないものは、休工の実績に応じて変更設計を行う。

イ 港湾請負工事積算基準の場合

当初設計で月単位の週休2日を達成した場合の補正を行い、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）を確認し、月単位で4週8休に満たないものは、変更設計を行う。

ウ 建築工事積算基準の場合

当初設計で月単位の週休2日を達成した場合の補正を行い、現場閉所率を確認し、月単位で4週8休に満たないものは、変更設計を行う。

(2) 受注者希望型

当初設計で週休2日の補正を行わず、受注者が週休2日工事を実施した場合は、現場閉所の達成状況に応じて変更設計を行う。

2 発注者は、前項の規定に基づき経費補正をしたときは、遅滞なく受注者と変更契約を行うものとする。

(工事成績評定)

第13条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者側に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定で評価する。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要領は、令和6年4月1日以降、令和6年度補正係数による積算が完了した日以後に入札公告、指名通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

2. 令和6年度に発注する工事に限り、第13条の規定は、適用しない。

(施工期日)

3. この要領は、令和7年7月1日以降、入札公告または指名通知を行う工事から適用する。